

平成27年度

岩内町コミュニティバス実証運行業務

仕 様 書 (案)

ルートA案版

平成27年8月

岩内町地域公共交通活性化協議会

1. 業務の目的

本年度、岩内町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が「岩内町地域公共交通網形成計画素案」を作成するに当たり、地域にとって望ましい公共交通網の形成に有効と考えられる交通手段の運行方策の検討として、コミュニティバスの実証運行を実施し、乗降者数等の記録により、利用状況やニーズを把握することを目的とするものである。

2. 運行方法

(1) 運行の種類

- ・道路運送法第21条第2項の規定に基づく一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客運送

(2) 運行計画

- ・協議会で協議・合意された運行計画に基づき運行する。

3. 運行内容

(1) 運行期間

平成27年10月5日（月）から11月4日（水）の31日間
※北海道運輸局の運行許可の状況により変更する場合あり

(2) 運行時間

8時00分から19時30分

(3) 運行ルート

- ・岩内バスターミナルを起終点とし、1時間で西エリア→東エリアの順に回り、1日に10循環とする。
（詳細は別添ルート図等のとおり）

(4) 運行ダイヤ

- ・運行ダイヤは、協議会と受注者が協議のうえ決定する。
なお、運行ダイヤの決定により、上記の運行時間や循環数は変更する場合がある。

(5) 乗務員

- ・乗務員は、労働大臣告示「自動車運転手の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」に基づき、必要人員を確保し、運行に支障が及ばないように配慮すること。
- ・乗務員は、コミュニティバスを運転していることを自覚し、安全運転に努めること。

(6) 運行中の事故等

- ・事故発生等により業務の遂行に障害が発生した場合は、速やかに協議会に報告するとともに、利用者等の安全確保や関係機関への連絡、代替車両の手配など速やかな対応を取ること。

- ・天候等やむを得ない事由により、運行の変更が生じる場合は、協議会と受注者が協議のうえ決定するものとする。
- ・受注者は、本業務の遂行により利用者及び第三者に対して損害を与えた場合は、受注者の責任において全ての問題を解決し、損害を賠償しなければならない。

4. 運行車両

(1) 運行車両

- ・運行車両については、定員10名以上の車両とする。
- ・利用者数が多数となり、定員を超える利用者が発生した場合は、臨時的に車両の確保を行い、対応すること。

(2) 実証運行表示

- ・運行に際しては、協議会で作成するコミュニティバス表示シートを車両に貼付すること。

(3) 車両の維持管理

- ・運行期間中の車両の保管・維持管理は受注者が行い、利用者が安全に快適に利用できるように、日常的な整備・点検を行うこと。
また、利用者に不快感を与えることのないよう、定期的な清掃を行い、車両を清潔に保つこと。

(4) 燃料費

- ・運行に費やした燃料費は、協議会が別途実費分を負担する。
- ・給油する燃料店の選定や支払い方法については、別途協議する。

5. 運賃の徴収

(1) 運賃

- ・大人（中学生以上） 100円
- ・小人（小学生以下） 無料
- ・障害者（身体、知的、精神）手帳保持者及び介助者 無料

(2) 運賃の徴収

- ・運賃の徴収は乗務員が行う。
- ・徴収した運賃は毎日集計を行い、運賃日報を作成すること。
- ・運賃箱や釣り銭等は受注者が準備すること。

6. 乗降者数の記録

(1) 乗降者数の記録

- ・乗務員は、運行期間中の各循環において、各バス停毎の乗降者数を記録すること。

(2) 記録表

- ・記録表は、協議会で作成したものを使用すること。

(3) 記録表等の報告

- ・受注者は、業務完了後、運行期間中の乗降者数記録表及び運賃日報をまとめて協議会に提出すること。

7. 利用者ニーズ調査への協力

(1) 利用者ニーズ調査

- ・実証運行期間中、協議会では利用者に対するニーズ等の聞き取り調査を実施することから、乗務員は調査に協力し、調査員の運賃については無料とすること。

(2) 調査の事前通知

- ・協議会は、調査を実施する際は事前に受注者に実施日を通知するものとする。

8. 委託料

(1) 委託料

- ・委託料は、人件費、車両確保経費、保険料等とする。

(2) 車両確保経費

- ・運行車両を受注者の保有する車両とする場合は、車両確保に要する経費は当該車両の借上相当額とする。

(3) 委託料の支払い

- ・委託料の支払額は、契約額から運賃収入を差し引いた金額を精算額として業務完了後に支払うものとする。

9. 運行許可申請

(1) 運行許可申請

- ・受注者は、運行開始に向け、北海道運輸局に対し「一般旅客自動車運送事業による乗合旅客運送許可申請」等の運行に必要な申請手続きを遅滞なく行うこと。

10. その他

仕様書に定めのない事項は、別途協議のうえ決定する。

以 上